

別紙

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>・今回の改正により、市営住宅家賃及び同附帯駐車場使用料(以下「市営住宅等使用料」という。)の滞納に伴う遅延損害金の徴収又は収納事務を私人に委託することができるようになり、これまでが使用料を徴収・収納事務委託できても遅延損害金については事業主体が直接に徴収・収納しなければならなかったことによる事務の煩雑・非効率を解消できることとなった。</p> <p>・しかしながら、滞納が解消しない場合は市営住宅等の使用承認取消(契約解除)のうえ市営住宅等を明け渡していただくこととなり、使用承認取消日の翌日から明け渡しまでの期間については、使用料ではなく損害金が賦課される場所であるが、現行及び今回の改正後の地方自治法施行令第158条ではこうした損害金についての徴収・収納事務委託ができないこととなっている。</p> <p>・公営住宅をはじめとした市営住宅の入居者に賦課される金銭は、使用承認(賃貸借契約)期間にあっては公営住宅法第16条等に基づいて定めた大阪市営住宅条例(以下「条例」という。)第19条ないし第22条で定める家賃と、公営住宅法第32条等に依拠して定めた条例第46条に基づく使用承認取消(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間にあっては同条に基づく損害金の2種類がある。</p> <p>・また、市営住宅附帯駐車場の使用者に賦課される金銭は、駐車場使用承認(賃貸借契約)期間にあっては条例第53条の8で定める使用料と、条例第53条の15に基づく使用承認取消(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間にあっては同条に基づく損害金の2種類がある。</p> <p>・本市においては、入居中の市営住宅等使用料の徴収・収納事務については大阪市住宅供給公社に委託し、また、使用料を滞納したまま退去した者については、本市による一定期間の督促のうえ、それでもなお無反応の者については徴収・収納事務を弁護士法人に委託している。しかしながら、住宅及び附帯駐車場に関する損害金については、その徴収・収納事務について地方自治法施行令第158条による委託ができないため、本市が直接に徴収・収納業務を行っている。</p> <p>・市営住宅等使用料とあわせて使用承認取消(契約解除)後の住宅及び附帯駐車場の損害金を滞納しているケースが多く、市営住宅等使用料については公社・弁護士法人等による納付勧奨、損害金については本市による納付勧奨をすることとなっているため、納付勧奨が同一滞納者に対して別々に行われ、勧奨対象者も往々にして混乱する状態となっているとともに、滞納整理業務としても著しく非効率となっている。</p> <p>・また、公社・弁護士法人等への委託により市営住宅等使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能となれば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られ、徴収率の向上が同様に期待できる。</p> <p>・このため、住宅及び附帯駐車場の損害金についても、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができるようご配慮をいただきたい。</p>	<p>本改正は、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。」こととされたことを受け、債務不履行に係る損害賠償金のうち、履行遅滞に係る損害賠償金のみを改正の対象としております。したがって、ご指摘の損害賠償金については、本政令改正において、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲に追加することとはしておりませんが、ご意見として承りたいと思います。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
2	<p>自治令第158条に掲げる歳入科目の中には、「物品売払代金」のように、他の項とは異質な、「節」名称でないものが含まれていて、何節の収入なのか不明な記述となっており法令文としてふさわしくない。</p> <p>そもそも、収納委託できる科目を限定列挙しているが、科目の違いによって公金の取扱いの公正さや責任の所在に違いが出ることはない。</p> <p>特に、収納件数が多い「負担金」や「返還金」(扶助費等歳出の戻入)が、自治令上列挙されていない。個別法で認められたもの以外は委託できないため支障が出ている。</p> <p>これらのことから、公金収納事務全般を包括して収納委託したり、弁護士法人やサービサーに委託できない科目があり支障がでている。</p> <p>規制改革ワーキングをはじめ、たびたび要望が出ているとおり、自治体からの要望があった科目ごとに追加改正していくのではなく、住民の便益の向上、受託者に経済的基礎があること等の委託可能な条件のみを規定し、科目の限定列挙は撤廃すべきである。そのほうが自治行政局でも管理が楽でしょう？</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。</p>	<p>なし</p>
3	<p>(1)歳入の徴収又は収納の事務の委託関係</p> <p>本改正に賛成である。</p> <p>特に問題無いのではないかとされた。</p> <p>しかし、私人を用いる場合、その委任先や用いる費用が不当なものになっていないかどうかは市民に開示されるべきであると考えます。</p> <p>よって、監査請求が行なわれた場合にはその開示が妨げられずに行なわれるようにし、また地方公共団体が行なっている自主的な情報公開等でも示す事が望ましいとする様にさせていただきたく思う。</p> <p>(地方公共団体職員等と何らかの関係ある特定の事業者を差別的に優遇する様な事はあってはならないと思われるので。)</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。</p>	<p>なし</p>
4	<p>(2)大都市特例関係</p> <p>そこまで反対ではないが、その写しは都道府県都市計画審議会にも提出されるべきであると考えます。</p> <p>また、そこで明確に問題ある場合は、都道府県の側から意見等が行なえるようにしておくのが良いのではないかと考える。</p>	<p>今回の改正は、指定都市市長会からの要望等を踏まえ、指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画について、意見書の付議先を、都道府県都市計画審議会から、指定都市の市町村都市計画審議会とするものです。</p> <p>指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画については、指定都市以外の市町村が施行する土地区画整理事業と異なり、都道府県知事ではなく、国土交通大臣が認可主体となっています。したがって、指定都市の市町村都市計画審議会における意見書の審査を踏まえ、最終的な事業内容の適否を判断するのは国土交通大臣であることから、指定都市に対し、都道府県都市計画審議会への意見書の写しの提出を義務付ける必要はないものと考えております。</p>	<p>なし</p>

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。